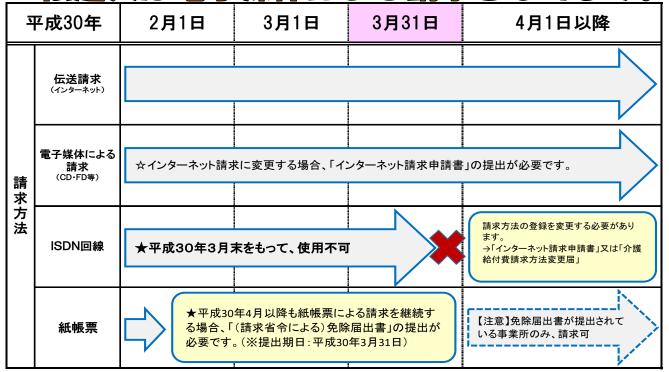
# 介護保険だより

静岡県国民健康保険団体連合会 〒420-8558 静岡市葵区春日2丁目4番34号 TEL 054-253-5580 FAX 054-253-5589 [インターネット] http://www.shizukokuhoren.or.jp/ 静岡県国保連合会 検索

平成30年4月より、介護保険の請求は原則、伝送又は電子媒体による請求となります。



- ★ ISDN回線・紙帳票による請求を行っている事業所の方は、お早めに切り替えの手続きをしていただくよう、ご協力をお願いします。
- ★インターネット請求の手引き、請求方法の変更届、「(請求省令による)免除届出書」のご案内については、静岡県国保連合会のホームページ[介護保険課]をご確認ください。

#### くインターネット請求を開始するための手順>※主な手続きのみを記載

- ① インターネット請求に対応した伝送通信ソフトを入手し、インストール
- ② 国保連合会へ『インターネット請求申請書』を提出
- ③ 国保連合会から『電子請求登録結果に関するお知らせ』を受領

(電子請求受付システムの I D・ログイン用仮パスワード・電子証明書発行用パスワード)

- ④ 電子請求受付システムにアクセスし、電子証明書の発行依頼を行う
- ※電子証明書の発行にあたっては、手数料(有効期間3年:13,200円)が別途必要です
- ⑤ 電子証明書発行完了通知メールを受信
- ⑥ 電子請求受付システムにアクセスし、電子証明書をダウンロードし、インストール
- ⑦ インターネット請求開始

### ◆平成30年以降も紙帳票による請求を継続する場合◆

インターネット又は電子媒体による請求が困難である介護サービス事業者等に配慮するため、一定の 条件を満たす場合、紙帳票による請求を可能とする *例外規定*が設けられています。

例外規定に該当する場合、該当する事由に応じた免除届出書を 平成 30 年 3 月 31 日まで に国保連合会へ提出が必要です。

※例外規定は 「介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令の一部を改正する省令」(老発 0815 第 2 号 平成 26 年 8 月 15 日)及び厚生労働省(広報資料 1)で御確認願います。

# く静岡県国保連合会が独自に提供している審査結果関係帳票について>

毎月の国保連合会における介護給付費請求明細書と給付管理票を突合した結果、当該月又は過去に決定済みの給付実績に変更等があった場合、関係事業所に送付しています。

# 【1】 給付計画単位数オーバーチェックリスト (地域包括支援センター・居宅介護支援事業所)

※サービス事業所に通知される帳票 → 介護保険審査増減単位数通知書

→ 請求明細書·給付管理票返戻(保留)一覧表

_				a., ,	· —						
4	事業所費号 227000000   事業所名 口口居宅介護支機事業所	給付計画単位数オーバーチェックリスト 平成00年××月 <del>間20</del> 分							平成〇〇年〇〇月〇〇日作成 静岡県国民健康(梁明田休達合会		
	事業所	サービス提供年月	保険者	液保険者	サービス種類	限度額 管理対象 単位数 (A)	給付計画 単位数 (B)	查定	限度額 管理対象 外単位数	決定 単位数	
	サービス事業所の請求情 号・サービス種類・計画 返戻されていることをケ	単位数等)	が不整合	であった場合	、サービス	事業所の記	青求が減額	[されり	マ、宝ダ	くは	

# 【2】 給付管理票修正分決定通知書(地域包括支援センター・居宅介護支援事業所)

※サービス事業所に通知される帳票 → 介護給付費再審査決定通知書

<b>ホノ ヒハテネ</b> が		TO UTAN	71 北文	ארוז אל נו די	五八人也用目			
給付管理票修正分決定通知書								
	平成○○年※*月審査分					平成〇〇年〇〇月〇〇日作成		
E # 7 0   DDD+ \65+19E#7						静岡県国民健康保険団体連合会		
争 来 所 名   口口居宅外源文保净来所	事業 所名   □□居宅が護支援事業所							
			<u> </u>		T			
事業所	サービス	保険者	被保険者	サービス種類	サービス事業所請求単位数	修正後	調整単位数	
- min	提供年月				決定單位额	决定單位额 .	24 25 + 12 XV	
	1					1		
√ ケアマネジャーが作成	「ケアマネジャーが作成区分「修正」の給付管理票を提出し、既に決定済みの給付管理票の内容が変更され」							
	ることによって、サービス事業所の給付実績に変更(増減)があったものについて、修正結果をケアマネ							
						多正和 未で	ソテマホ	
〗 ジャー(地域包括支援	センター	・居宅介護	<b>支援事業所</b> )	に通知しま	す。			
	1					1		
			l		I			

## 【3】保留連絡票(サービス事業所)

※**関連帳票** → 請求明細書・給付管理票返戻(保留)一覧表

#### 保留連絡票

平成△△年○月審査分

平成〇〇年〇〇月〇〇日作成

静岡県国民健康保険団体連合会

サービス提供事業所様

平成△△年○月審査分において、請求明細書が保留となりましたのでお知らせします。

下記に記載されている請求明細書は静岡県国保連合会でお預かりしておりますので、<u>再請求は不要</u>です。

居宅介護支援事業所に給付管理票の提出を依頼していただき、居宅介護支援事業所からの給付管理票が登録されるまでお待ちください。

※居宅介護支援事業所に給付管理票の提出依頼をする際はこちらの「保留連絡票」をご利用ください。

事業所番号 事業所名	保険者番号	被保険者番号 被保険者名	サービス 提供月	

給付管理票が未提出又は返戻されたことによって、サービス事業所の請求が突合の結果、「保留」となっていることをサービス事業所宛てに通知します。→ケアマネジャーに対し、「保留連絡票」の情報を提供し、給付管理票の提出状況について確認してください。

居字介護支援事業所様

平成△△年○月審査分において、給付管理票の未提出・未決定が原因でサービス提供分の請求明細書が保留となっており サービス提供事業所への介護給付費の支払が保留となっております。

次回の請求時には、<u>給付管理票「新規」</u>での提出が必要です。